

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 19 日

事 業 主 様

千葉県トラック健康保険組合

被扶養者における国内居住要件の追加について（お知らせ）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、健康保険法等の一部改正が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、被扶養者の認定条件に国内居住要件が追加されました。

つきましては、詳細は下記のとおりとなっておりますので、ご不明な点がございましたら担当までご連絡下さい。

記

1. 国内居住要件について

被扶養者となるためには「日本国内に住所を有する者」（国内居住要件）または「日本国内に生活の基礎があると認められる者」（国内居住要件の例外）という要件を満たすことが必要です。

【日本国内に生活の基礎があると認められる者とは】

- ①外国において留学をする学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- ④被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められるもの
- ⑤①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

2. 扶養認定に当たっての記載事項及び添付書類について

日本国内に生活の基礎があると認められる者の場合は、健康保険被扶養者(異動)届の備考欄に国内居住要件の例外に該当する旨の記載をお願いします。

以下の内容のうち、事実確認ができるいずれかの書類を添付して下さい。なお、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です。

(裏面につづく)

【日本国内に住所がない場合の添付書類の例】

- ①外国において留学をする学生
 - ・査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
 - ②外国に赴任する被保険者に同行する方
 - ・査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
 - ③観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
 - ・査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティア参加同意書等の写し
 - ④被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められる者
 - ・出生や婚姻等を証明する書類等の写し
 - ⑤①から④までに掲げられる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
- ※個別に判断

3. 施行日時点で国内に住所がない被扶養者について

お手数とは存じますが、被扶養者の状況を確認いただき、国内居住要件または国内居住要件の例外を満たさない被扶養者については、健康保険被扶養者(異動)届に健康保険被保険者証(カード保険証)を添付して、令和2年4月1日付扶養削除の手続きを行って下さい。

<お問い合わせ先>

担当 業務課 TEL047-452-6661